

中 期 経 営 計 画



公益財団法人 **神奈川産業振興センター** (神奈川県中小企業支援センター)
Kanagawa Industrial Promotion Center

平成 26 年 4 月 1 日

目次

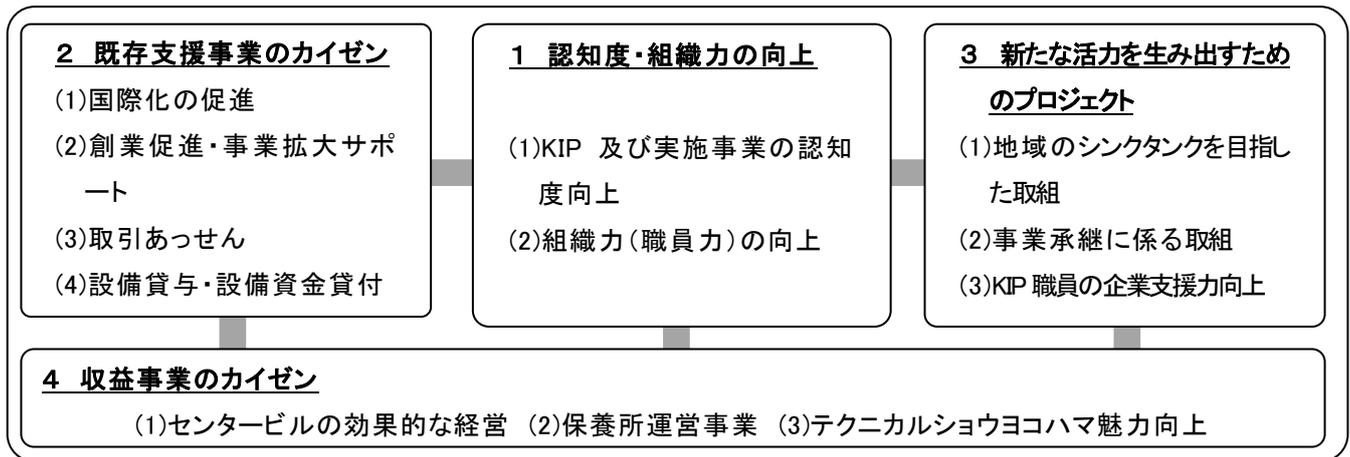
I	現行の中期経営計画について	1
1	現行の中期経営計画の取組状況について	1
(1)	認知度・組織力の向上	1
(2)	既存支援事業のカイゼン	2
(3)	新たな活力を生み出すためのプロジェクト	2
(4)	収益事業のカイゼン	3
II	中小企業支援を取り巻く状況等	4
1	国の動き	4
(1)	認定支援機関	4
(2)	国の中小企業支援施策と KIP の取組状況	4
(3)	かながわ中小企業支援プラットフォーム	5
(4)	よろず支援拠点	5
(5)	小規模事業者に対する設備貸与支援	5
2	県の動き	6
(1)	中小企業支援センター等	6
(2)	県内経済のエンジンを回す	7
3	KIP の事業と財政状況	7
(1)	法に基づく事業展開	7
(2)	センタービルの収益強化	7
(3)	サービス業への事業展開	7
III	経営理念と経営方針	8
1	経営理念	8
2	経営方針	8
IV	中期経営計画における重点的な方向性・取組等	9
1	重点的な方向性	9
2	重点的な取組	10
(1)	創業支援	10
(2)	海外展開支援	12
(3)	事業承継支援	14
3	経営支援の取組強化	16
(1)	産・学・財団の連携構築	16
4	既存事業の充実強化	18
(1)	商談会の充実強化	18
(2)	広報「中小企業サポートかながわ」の充実強化	20
(3)	テクニカルショウヨコハマの充実強化	22
5	中小企業支援の充実強化のための財源確保に向けた基盤整備	24
6	地域連携	26
V	計画の進行管理	27
1	基本的な考え方及び取組	27
2	進行管理の方法	27
(1)	半期ごとの事業実施状況の把握・評価	27
(2)	事業実施結果の評価	27

I 現行の中期経営計画について

平成 24 年 6 月策定の中期経営計画では、KIP が「県内産業振興の“真”の拠点となる」ことを目指して、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 年間に取り組む 4 つの重点的な施策を位置づけた。

具体的には、「認知度・組織力の向上」、「既存支援事業のカイゼン」、「新たな活力を生み出すためのプロジェクト」、「収益事業のカイゼン」を掲げ、拠点づくりに取り組んできた。

重点的な取組 関連図



1 現行の中期経営計画の取組状況について

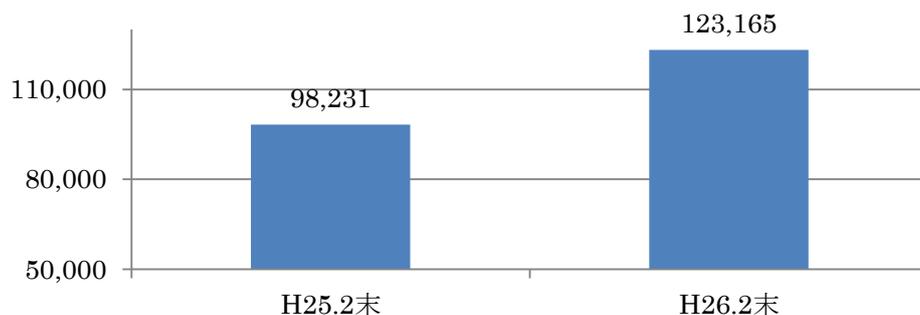
現行の中期経営計画（以下「現行計画」という。）の取組状況は以下のとおりである。

(1) 認知度・組織力の向上

ア KIP 及び実施事業の認知度向上

「広報・情報受発信の強化」については、ホームページのリニューアル、フェイスブックの開設などにより、ホームページの訪問数は 2 割以上増えた。

ホームページ訪問数



イ 組織力（職員力）の向上

「組織力（職員力）の向上」については、倫理規程を策定し、その徹底を図ったが、経済・社会環境の変化に伴い、さらなる組織力（職員力）の向上を目指し、組織の再編（平成 26 年 4 月）を行う。

（2） 既存支援事業のカイゼン

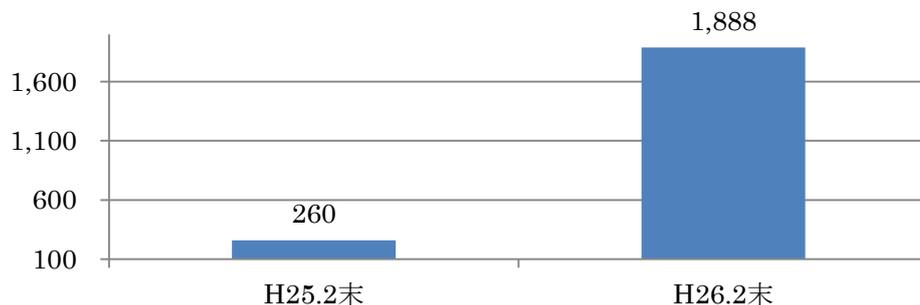
ア 国際化の促進

「国際化の促進」については、アジア地域におけるミッションや展示会の取組を行い、海外企業とのビジネスマッチングの強化を図るとともに、海外進出を目指す中小企業に対する海外進出計画（FS）作成支援に取り組んだ。今後、さらに、中小企業の海外展開意欲に応じていく必要がある。

イ 創業促進・事業拡大サポート

創業支援については、国が平成 25 年度から創業補助金事業を始め、その事務局を KIP が担うことにより、サポートを拡大してきた。経営相談においても創業・新分野進出に係るものが 7 倍以上に増えており、今後、創業支援事業については、強化する必要がある。

創業・新分野進出相談数



ウ 取引あっせん

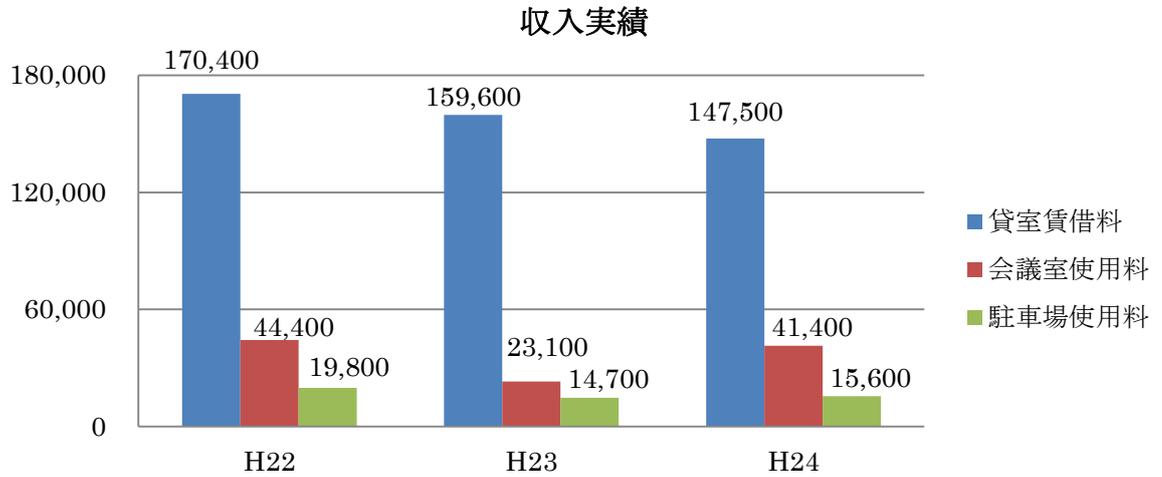
商談会では、成約率の向上を目指し、受・発注企業双方の希望に沿った相思相愛型商談会を開催したが、成約件数の増加にはつながらなかったため、新たな形式の商談会を展開していく必要がある。

（3） 新たな活力を生み出すためのプロジェクト

「新たな活力を生み出すためのプロジェクト」として、職員がプロジェクトを組織し、企業を直接支援する取組（1 件）と、企業の事業承継に係るセミナーなどを開始した。今後とも、職員 1 人ひとりが事業展開できるように人材育成を強化する必要がある。

(4) 収益事業のカイゼン

「収益事業のカイゼン」については、万葉荘の営業を平成 25 年 3 月で終了し、支出の抑制を図った。他方、センタービルの収益及び利用者の増加を目指すとともに、長寿命化・長期修繕に向けた取組を進める必要がある。



II 中小企業支援を取り巻く状況等

1 国の動き

(1) 認定支援機関

- 経営革新等支援機関（認定支援機関）について

平成 24 年度、国が中小企業の経営力の強化を図るため、中小企業経営力強化支援法を制定し、認定支援機関制度を創設したことで、金融機関、税理士も支援機関となった。

経営革新等支援機関（認定支援機関）（KIP は平成 24 年 12 月に認定）

全国・神奈川県の実定状況（平成 26 年 2 月 24 日現在）

	金融機関	税理士 (個人)	税理士 法人	公認会 計士	その他	合計
全 国	481	14,612	1,744	1,383	2,653	20,873
神奈川県	12	760	150	70	151	1,143

※ 認定支援機関の役割：国による認定支援機関を通じて行う各種中小企業支援施策に参画。

(2) 国の中小企業支援施策と KIP の取組状況

- 国は、中小企業支援施策の再構築を図る中、平成 25 年 9 月に小規模企業活性化法を施行するなど、小規模企業に対する支援のスタンスを明確にした。
- また、中小企業支援施策の今日的な課題である「女性や青年による創業の促進」、「海外における事業展開の促進」、「情報通信技術の活用促進」を中小企業基本法に規定し、平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算、補正予算において、中小企業振興を積極的に展開した。
- さらに、平成 25 年 12 月には起業・創業の促進、事業承継・再生支援などの取組強化が盛り込まれた産業競争力強化法が成立した。経済産業省の平成 26 年度予算においても中小企業支援施策に対する積極的な姿勢が強くみられる。

平成 25 年度の主な中小企業支援施策と KIP の取組状況

補助金名	金額	主な資金使途	KIP の取組状況
中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業補助金	1,400 億円	試作品開発 設備投資	延べ 237 社
地域需要創造型等起業・創業促進補助金	200 億円	店舗賃借料 人件費	(採択) 179 件
経営改善計画策定支援	405 億円	計画策定	(利用申請) 67 社
中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業（中小企業支援プラットフォーム）	47 億円	専門家謝金	(支援機関) 42 機関

(3) かながわ中小企業支援プラットフォーム

こうした国の動きを受けて、KIPは、県内支援機関（金融機関、商工会議所等、地域の支援財団）41機関をまとめ、平成25年8月29日「かながわ中小企業支援プラットフォーム」を立ち上げた。そして、プラットフォームでは、次の事業を開始した。

- ・ プラットフォーム構成機関は、個別企業の経営支援のために、専門家を無償で1企業に年間3回派遣することができる。
- ・ 中小企業支援に関する国等の情報提供を行う。

「かながわ中小企業支援プラットフォーム」

KIPは、県内に所在する金融機関や商工団体等の中小企業支援機関と連携して「かながわ中小企業支援プラットフォーム」を設立し、関東経済産業局から「地域プラットフォーム」として登録された（登録日：平成25年8月9日）。

今後は、中小企業の高度・専門的な経営課題を解決するため、専門家の選定や派遣をする窓口機能を担う他、国やプラットフォーム構成機関が実施する支援情報の発信機能を強化して、県内の中小企業支援体制を強化していく。

(4) よろず支援拠点

国では、平成26年度から、中小企業・小規模事業者の起業・成長・安定の各段階の課題やニーズに応じたきめ細かな対応を行い、経営支援体制の強化を図る必要があるという認識のもと、地域プラットフォームを活用して、中小企業・小規模事業者の相談にワンストップで対応する「よろず支援拠点」を全国に整備する計画である。

「拠点」は、産業の垣根を越えて、創業から製品開発・販路開拓、経営戦略まで、中小企業・小規模事業者の抱える課題に対する総合的なサポートを実施するもので、全国に設置される予定である。

県域における中小企業支援の役割を担っているKIPにとって、「拠点」の設置は、KIPの支援機能をさらに補強するものであることから、「拠点」の設置（受託）に向け、積極的に取り組んでいく。

(5) 小規模事業者に対する設備貸与支援

小規模事業者は、地域経済の安定と経済社会の発展のために必要な存在であることから、国においては小規模事業者の重要性に焦点を当て、小規模事業者の経営の安定と発展を促す施策の展開を図っている。

国は、小規模事業者に対する金融措置の抜本強化に伴い、「小規模企業者等設備導入資金助成法」に基づく「小規模企業者等設備導入資金助成制度」を廃止し、「設備資金貸付制度」については(株)日本政策金融公庫を通じて低利融資を行う新たな融資制度を新設した。また、「設備貸与制度」については、現在、制度の対象を創業及び経営革新に取り組む小規模事業者に特化した「新たな設備貸与制度」の構築を検討している。小規模事業者の設備投資を促進し経営革新を図る取組を支援するこ

とは、小規模事業者への配慮を基本理念の1つに掲げた神奈川県中小企業活性化推進条例に適うものであり、KIPとしても国の動向を注視し、対応を検討していく。

2 県の動き

(1) 中小企業支援センター等

- ・ KIPは、県内の中小企業を振興する「県中小企業支援センター」、「中核的支援機関」として県から指定を受けて、中小企業振興の役割を担ってきた。
- ・ 今後とも、県内中小企業を支える支援機関として積極的に事業展開に努めていく。

【県中小企業支援センターについて：中小企業支援法】

中小企業の経営資源の確保を支援し、もって中小企業の振興に寄与することを目的とし、都道府県知事は、当該都道府県に一を限って指定し、その者（以下「指定法人」という。）に、当該都道府県が行う中小企業支援事業のうち特定支援事業を行わせることができる。

※ KIPが、「神奈川県中小企業支援センター」として、県の指定を受けている。

【中核的支援機関について：中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律】

中小企業の新たな事業活動の促進を図ることを目的とし、都道府県等は、当該都道府県等の区域において、新事業支援機関のうち政令で定める支援事業を行う者であって新事業支援体制の中心として適切かつ確実に機能すると認められるもの（以下「中核的支援機関」という。）を、その申請により、一を限って認定することができる。

※ KIPが、「中核的支援機関」として県の認定を受けている。

※ KIPは、「県中小企業支援センター」、「中核的支援機関」の指定以外にも以下の法律のもと、様々な事業を実施している。

下請中小企業振興法：KIP実施事業→取引あっせん事業

下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに、下請企業振興協会（KIP）による下請け取引等によるあっせんを推進すること。

産業競争力強化法：KIP実施事業→県中小企業再生支援協議会

経済産業大臣は、支援指針に基づき、中小企業再生支援業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、中小企業再生支援業務を行う者として認定することができる。

※ KIPが、認定を受けており、県中小企業再生支援協議会を運営している。

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画

KIPは県知事が承認する「経営革新計画」の事前相談機関となっている。

(2) 県内経済のエンジンを回す

- ・ 県は、極めて困難な財政状況の下で、事業の見直しを行い、県の中小企業支援施策に係る補助事業にあっても、削減をせざるを得ない状況にある。
- ・ 一方、県においては、「競争力の高い産業の創出・育成」を目指し、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」、「さがみロボット産業特区」を中心とした先端的、重点的な産業分野に対して、積極的に支援を行う施策展開を進めるとともに、新たに国家戦略特区の指定を目指し、経済のエンジンを回すこととしている。
- ・ KIP は、「2つの特区」など、県の施策と連動した形の事業の実施も検討していく。
- ・ KIP は、県の施策に協力するとともに、県内全域を対象とする支援機関として独自の事業展開を進める必要がある。

3 KIP の事業と財政状況

(1) 法に基づく事業展開

- ・ KIP は、県から各種法律に基づく指定支援機関、中核的支援機関、都道府県支援センター等の指定を受け、県の施策を補助金の交付を受け実施している。
- ・ しかし、法に基づく支援機関として事業を実施していくためにも、自主財源の確保が必要である。

(2) センタービルの収益強化

- ・ 長年、収益を上げることができなかった万葉荘の営業を平成 25 年 3 月に終了した。
- ・ 一方、財源を生み出すセンタービルは、平成 6 年 11 月竣工、平成 26 年 12 月で築 20 年であり、今後、躯体及び各種設備はメンテナンスだけでなく、大幅な修繕・改良工事が必要となる。
- ・ 財源を生み出すために、センタービルの安全性の確保と機能強化を図り、収益を上げる取組を強化する必要がある。

(3) サービス業への事業展開

- ・ これまで、KIP は製造業を中心に、商談会・見本市などを開催し、販路拡大などを進めてきた。
- ・ しかし、事業所の数だけを見ると、情報通信業や製造業が減り、医療・福祉分野が伸びるといった現象があり、ビジネスオーデイションでも、福祉分野や教育分野の事業を立ち上げる傾向がみられる。
- ・ KIP は、商業・観光をはじめとしたサービス業に対し、これまでの支援に加え、どのような経営支援に取り組むかなどについて、関係機関とも協議し、新たな対応などについて検討する必要がある。

Ⅲ 経営理念と経営方針

1 経営理念

中小企業のホームドクターを目指し
誠実な対応によりネットワークを広げ
熱意と行動力をもって
中小企業者の可能性を切り拓く。

2 経営方針

KIP は、役職員一人ひとりが、中小企業経営者や起業を目指す方々の話を聞き、中小企業の経営や起業の今日的課題を的確に把握し、変化の激しい時代の流れを見据えた先進的な取組や、それぞれの企業に寄り添い、きめ細かな取組を提供するとともに、県内各地域にある中小企業支援機関、金融機関などと連携して、県内全域で事業を展開していく。

公益財団法人神奈川産業振興センター定款

(目的)

第3条 KIP は、中小企業者等の経営基盤の強化や新規創業及び新分野進出促進に関する事業を総合的に実施することにより、神奈川県産業の振興に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 KIP は、第3条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業者等の経営に関する相談、助言に関する事業
- (2) 県内産業に関する情報の収集、分析、提供等に関する事業
- (3) 中小企業者等の経営安定、経営改善の支援に関する事業
- (4) 新規創業及び中小企業者等の新分野進出の支援に関する事業
- (5) 中小企業者等の人材育成に関する事業
- (6) その他公益目的を達成するために必要な事業

(その他の事業)

第5条 KIP は、その公益事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 「神奈川中小企業センタービル」運営事業
- (2) 工業技術見本市等イベント開催事業
- (3) 受託事業
- (4) その他前各号に定める事業に関連する事業

IV 中期経営計画における重点的な方向性・取組等

国における産業競争力の回復に向けた動き、特に中小企業に対する取組は、予算額が大幅に増えるとともに、支援の仕組みも大きく変化しており、支援機関としての活動においても大きな影響があると考えられる。

経済産業省の平成26年度予算内容及び平成25年12月の臨時国会で議決された産業競争力強化法における事業の仕組みは、多様なものであり、こうした国の動きを的確につかみ、県内中小企業の活性化に取り組むことが必要となっている。

他方、県は、平成26年度に向けて、緊急財政対策の成果を生かして、県内経済のエンジンを回すために、国際戦略総合特区や地域活性化特区などを活用し、ライフイノベーション関連産業、ロボット関連産業の育成に努め、さらに、国家戦略特区の指定を目指している。KIPは、県の動きと合わせた取組を進め、県内中小企業の経営支援を行うことが求められている。県施策との一体的な取組については、次期の県中小企業活性化推進計画の改定内容を踏まえ、必要があれば適宜、計画の見直しを行い、事業を展開していくこととする。

そして、KIPの収益源であるセンタービルの修繕なども考慮し、3年間における重点的な取組、経営支援の取組及び既存事業のうち充実強化する事項を中期経営計画に位置付ける。

1 重点的な方向性

(新規展開事業)

- 産業競争力強化法、その事業を展開するための国の動き、さらには、県の産業施策の重点的な取組である中小企業の海外展開支援の動きを踏まえる。
- KIPは、これまでも地道に実施してきた経営総合相談業務などとともに、県内中小企業の活性化に必要な施策として、「創業支援」、「海外展開支援」、「事業承継支援」を挙げ、これらに関連した新たな事業展開を行い、県内中小企業の経営支援、ひいては、県内産業の活性化を目指す。

(既存事業の充実強化)

- さらに、テクニカルショウヨコハマや商談会などKIPの主要事業として展開してきた既存事業にあっても、大胆に見直し、あるいは充実強化を図った上で、新たな展開を始める。

(地域連携—かながわ中小企業支援プラットフォーム)

- 「新規展開事業」、「既存事業の充実強化」における事業展開の企画・立案・運営に当たっては、「かながわ中小企業支援プラットフォーム」を中心とした地域連携を行い、より地域に、より企業に寄り添う形で事業を展開する。

(経営支援の取組強化—産・学・財団の連携構築)

- KIPは、県産業技術センターと連携し、経営と技術の一体的な相談に対応してきたが、今後は県内の大学とも連携し、人材供給に関する支援等幅広い経営支援を行う。

2 重点的な取組

(1) 創業支援

ア 背景・必要性

- ・ 現行の KIP の創業支援施策は、企業の成長ステージに応じて各種事業を実施するよう制度設計されている。
- ・ これまで各事業の支援成果によって「事業化」に到達する企業もみられたが、新規株式公開に至るなど「大きな成長」を果たす企業は生み出されていない状況にある。
- ・ 一方、東日本大震災以降の「社会貢献」に対するマインドの高まりや国の「創業補助金」等開業率向上に向けた取組によって、地域社会への貢献を目指す創業が増えている（創業補助金応募計 651 件、うち地域需要創造型 527 件：平成 26 年 2 月 27 日現在）が、その経営基盤は脆弱であり、創業後の事業継続を支援する取組が必要とされている。

イ 取組の方向

- ・ 支援対象を将来、新規株式公開に至るような「大きな成長を遂げる企業」と、地域経済に密着し貢献する「地域密着型企业」の 2 つの型に大別し、創業から創業後成長初期までを重点的に支援する。

ウ 事業内容

(ア) 既存事業の再編成・再構築

- ・ 3 事業（「ドリカムサロン事業」、「かながわビジネスオーディション事業」、「イノベーション促進支援事業」）を「大きな成長を遂げる企業」と「地域密着型企业」の 2 つに分類し、さらに、その成長ステージに応じた支援事業に再編成する。
- ・ インキュベートルームや創業を目指す起業家や企業の経営者が交流するスペース（交流ゾーン）の機能を高め、創業支援の充実・強化を図る。

(イ) 新規事業

- ・ 創業者事業継続支援事業の実施
国の創業補助金業務を担うとともに、創業後は安定、継続した事業運営が可能となるよう、マネージャーによる支援を行う。
- ・ ビジネスプラン発表会の実施
KIP が支援する「大きな成長を遂げる企業」に対して、その成長ステージに応じたビジネスプランを発表する機会を交流ゾーン等の場を利用して、提供する。
- ・ 総合診断事業の実施
「大きな成長を遂げる企業」に対し、マネージャーや民間の技術専門機関などとの連携により、知的財産、技術などの評価を含めた総合診断事業を行う。

- ・ 資金支援の検討

「大きな成長を遂げる企業」、「地域密着型企业」に対する資金支援策を検討する。

エ スケジュール

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
既存事業の再編成・再構築	既存事業の実施	「大きな成長を遂げる企業」に対する事業化支援 「地域密着型企业」に対する事業化支援	
創業者事業継続支援事業の実施	創業者を対象とした事業化支援の実施		
ビジネスプラン発表会の実施	交流ゾーン設置	「大きな成長を遂げる企業」に対する BP 発表会の実施	
総合診断事業の実施	事業計画の練りこみ	「大きな成長を遂げる企業」に対する総合診断事業の実施	
資金支援の検討	資金ニーズの情報収集	新たな資金供給事業の実施	

オ 予算方針

- ・ KIP は、必要な予算を確保し、創業に係る既存事業を再編し、新たなステップに向かう創業支援の企画立案に向けて、計画期間の早い段階で、県あるいは「かながわ中小企業支援プラットフォーム」の構成機関にも事業の企画案を提示し、積極的な展開を図る。

カ 成果目標

- ・ 地域密着型による創業者の事業継続率（生存率）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
97%	95%	90%

(2) 海外展開支援

ア 背景・必要性

- ・ 県が実施した県内企業海外展開実態調査（平成 23 年度）では、50%を超える中小企業が、「海外展開をしている」又は「計画がある」と回答しており、さらに、KIP が実施している海外ミッション派遣、海外展示会への出展に積極的に参加するなど、中小企業における海外の需要を取り込む動きが強まっている。
- ・ また、平成 25 年度より、海外進出計画（FS）作成支援を開始したところ、新たに海外進出を具体的に検討している県内中小企業も出てきている。
- ・ このように中小企業の海外展開が進む中で、KIP としても、中小企業の海外進出等の支援を強化することが求められる。

イ 取組の方向

- ・ KIP は、県と一体となって事業を展開していくとともに、ジェトロ、民間企業等との連携を強化し、中小企業の海外展開における様々な局面でのニーズに応えていく。
- ・ 中国遼寧省大連市に設置している神奈川経済貿易事務所の運営をはじめ既存事業の充実強化や新規事業を推進することで、より具体的な成果に結び付け、中小企業における海外展開の成功事例を生み出していく。
- ・ 海外での生産が増加する中で、中小企業においても海外生産をビジネスチャンスとして取り込めるよう直接投資に対する支援を強化する。

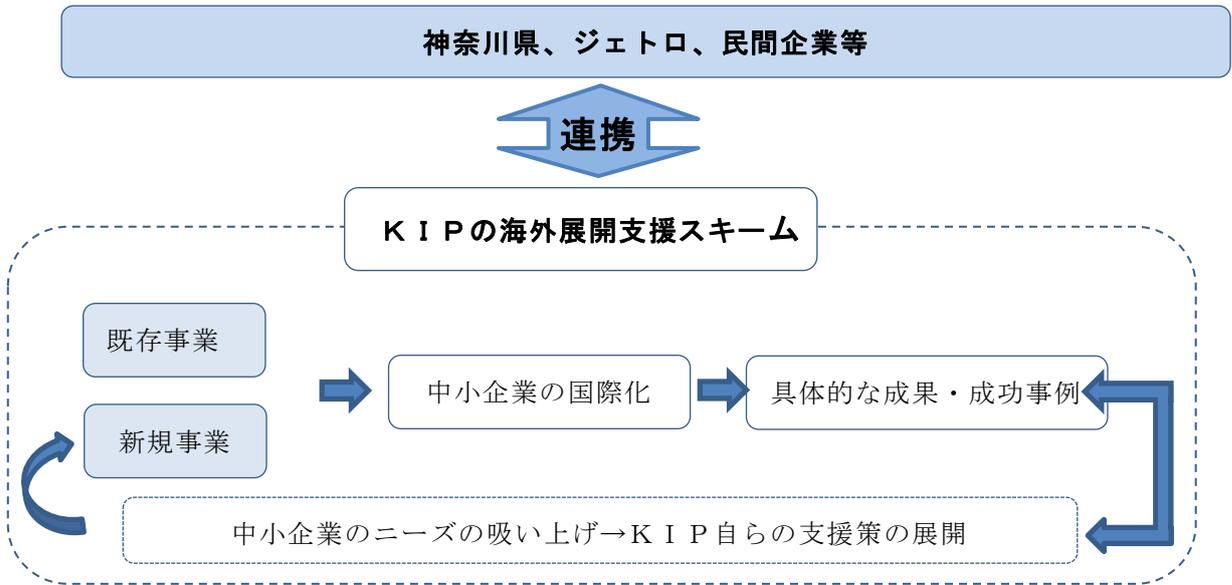
ウ 事業内容

- ・ 既存事業の充実強化
ミッションの派遣、海外展示会への出展、FS の作成支援等の既存事業は、参加する中小企業の海外展開ニーズを把握し、要望に応じた支援を行うことにより強化を図り、具体的な成果に結びつける。
- ・ 欧州展示会への出展支援（新規事業）
ASEAN 諸国の市場とは異なり、先進的かつ専門的、及び細分化された欧州地域での中小企業の出展機会を促進し、同地域での県内中小企業の販路拡大等を支援する。
- ・ 海外進出診断レポートサービス（新規事業）
海外進出に関心を持つ中小企業に対して、民間企業と提携し、財務諸表やヒアリング、アンケートなどにより、海外進出の可能性に係る課題を分析し、海外進出可能性に関する海外進出診断レポートを作成し、課題解決を支援する。

エ スケジュール

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
既存事業の充実・強化	→	実施	→
欧州展示会への出展支援	→	実施	→
海外進出診断レポートサービス	スキーム完成	実施	→

オ 海外展開支援のイメージ



カ 予算方針

- ・ KIP は、中小企業の海外展開意欲に応じた支援を行うとともに、必要な予算を確保し、中小企業が進出しようとする国々の情報を的確に伝えるために、海外への企業の派遣事業や海外展示会を支援する取組を展開する。
- ・ 海外進出診断レポートサービスにあつては、平成 26 年度早期にスキームを完成させ、同下期から事業を展開する。

キ 成果目標

成果指標	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
海外進出（現地での事業展開、現地法人等）	5	6	7

(3) 事業承継支援

ア 背景・必要性

- ・ 平成 25 年度より、県補助事業として新たに事業承継円滑化推進事業を実施し、事業承継が課題となっている中小企業を対象としたセミナーや事業承継計画作成支援のための専門家派遣を行っている。
- ・ 事業承継は、顕在化しづらい経営課題であるが、企業が永続性を持つためには必ず取り組まなければならない課題であり、KIP としても重点的に取り組む支援課題の 1 つである。
- ・ 一方、平成 25 年度には、「かながわ中小企業支援プラットフォーム」を立ち上げ、県内の主要な支援機関との連携を一層推進することのできる環境が整えられつつある。
- ・ 国においては、産業競争力強化法の中で、各都道府県に中小企業の M&A を支援する「事業引継ぎ支援センター」を設置する取組を強化している。

イ 取組の方向

- ・ 円滑な事業承継を推進するために、KIP の「交流支援機能」や「かながわ中小企業支援プラットフォーム」を活用した支援事業を平成 26 年度から展開する。
- ・ 中小企業の M&A を支援する「事業引継ぎ支援センター」について中期経営計画実施期間内での設置を目指し、KIP としての事業承継支援体制を確立するために、情報収集並びに支援部門の運営方法や人材確保に向けた取組を行う。

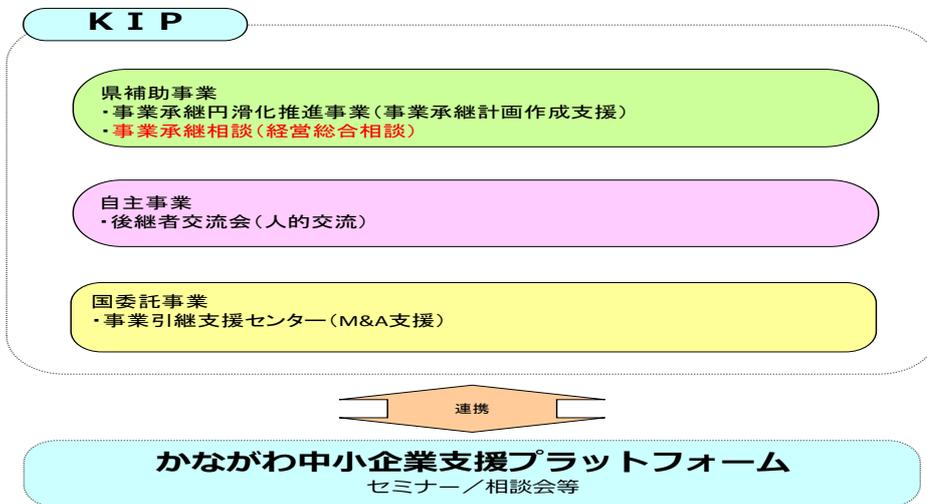
ウ 事業内容

- ・ 後継者交流会の開催
KIP の交流ゾーンにおいて後継者、後継者候補等を対象に経営を学び相互の交流を深め、経営者としてのスキルアップを図るための交流会を開催する。
- ・ 地域、支援機関対象の事業承継・企業再生セミナーの開催
中小企業向け事業承継支援セミナーに加え、「かながわ中小企業支援プラットフォーム」の構成機関である金融機関や、商工会・商工会議所、市町村等を対象に、事業承継・企業再生支援の考え方や手法を学ぶセミナーを開催する。
- ・ 事業承継支援体制の確立
事業引継ぎを行う上での様々な中小企業の経営上の課題解決については、既存の「事業引継ぎ相談窓口」での相談対応に加え、金融機関等の事業引継ぎ支援の専門部門との連携を強化する。

エ スケジュール

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業承継円滑化推進事業		実施	
後継者交流会	立上げ	実施	
事業承継・企業再生セミナー	立上げ	実施	

オ 平成 27 年度以降の事業承継支援体制のイメージ



カ 予算方針

- ・ KIP は、中小企業経営者及び「かながわ中小企業支援プラットフォーム」構成機関向けに事業承継セミナーを開催するとともに、必要な予算を確保し、県内の中小企業の実態を的確に把握し、「かながわ中小企業支援プラットフォーム構成機関とともに、必要な施策を展開する。

キ 成果目標

- ・ 事業承継円滑化推進事業

支援企業数（うち事業承継計画作成支援数）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
5 社 (2 社)	5 社 (2 社)	5 社 (2 社)

* 平成 25 年 11 月末現在、2 社 (1 社)

- ・ 事業承継支援体制の確立

事業引継専門機関との連携

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
2 社	3 社	5 社

3 経営支援の取組強化

(1) 産・学・財団の連携構築

ア 背景・必要性

- ・ 県内中小企業の経営支援にあっては、横浜国立大学・横浜市立大学・神奈川大学などの大学においても、産学連携として地域社会と連携した取組が行われている。
- ・ 具体的には、明治大学の地域産学連携研究センターにある3Dプリンターの活用などにおいて、大学及び県産業技術センターと企業を結び付ける技術協力体制ができており、利用は進んでいる。
- ・ 他方、中小企業は大学に対して、海外展開に必要な海外留学生人材の確保や、事業承継に必要な従業員の確保が思うように進まない現状があり、こうした中、企業の経営者が大学と連携して中小企業の現状についてのセミナーを行うなどの取組もみられるが、広がりが見られない状況にある。
- ・ このような大学と中小企業相互の思いや取組をつなげることにより、中小企業の経営環境を改善する一助とするための取組を展開する。

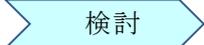
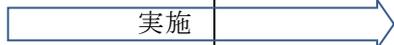
イ 取組の方向

- ・ 大学と企業の相互理解を深めるための施策を展開し、中小企業の経営環境の改善や大学の地域連携の強化につなげる。
- ・ 平成26年度は、中小企業が大学に対して期待する経営支援項目を整理するとともに、趣旨に賛同し協力を得られる大学との連携関係を構築する。
- ・ 平成27年度以降は、順次中小企業のニーズに応じた事業を計画・展開し、KIPを軸とした産学連携の体制を構築し、中小企業支援の強化を図る。
- ・ 連携は、主に経営・人材の交流を中心としたものとし、技術や知的財産関連の連携は、既存の連携スキーム（神奈川県産学公連携推進協議会等）で行う。

ウ 事業内容

- ・ 連携推進体制の構築
大学関係者と中小企業経営者（KIP関係者等）との連携事業の推進に関する意見交換を実施し、経営者側のニーズや大学側の考えのすり合わせを進め、連携推進事業を設計する。
- ・ 連携推進事業の例
 - 大学教員等と中小企業経営者の交流会
 - 大学を会場に、中小企業経営者と大学のパネルディスカッションを行い、大学教員、大学生に中小企業を広く知ってもらう。
 - 学生を対象とした中小企業セミナーを開催
 - 大学と中小企業、地域支援機関等による地域連携セミナーを開催 等

エ スケジュール

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
連携推進体制の構築 (関係者意見交換会)		実施	
連携推進事業	 検討	実施	

オ 予算方針

- ・ KIP は、連携推進事業の設計の中で、予算を調整し相互に負担し合う。

カ 成果目標

平成 26 年度	平成 27、28 年度
連携推進体制、連携推進事業の構築	連携推進事業の実施

4 既存事業の充実強化

(1) 商談会の充実強化

ア 背景・必要性

- ・ KIP は、県内中小企業の販路拡大を促進するために商談会を下請け振興対策として県と一体的に進めている。
- ・ 中小企業においても海外展開が大きな課題となっている一方で、企業規模が小さく海外展開が難しい小規模企業や内需によるビジネスを志向する企業も多く、国内販路の拡大に目を向けた商談会事業の必要性は高いものがあり、県内各地域で実施していくことが求められている。
- ・ また、他機関が商談会事業を始める中で、KIP の商談会は、開催方法、規模において特色のあるものとなっている。

イ 取組の方向

- ・ 県内全域をカバーする商談会を各地域で開催し、受・発注商談会の地位をより確立していく。
- ・ 県内経済のエンジンを回す取組に連動した形で、医療やロボットなど今後の成長が見込まれる産業に係る商談会や海外に生産拠点を持つ中小企業の海外展開を支援する商談会開催を目指していく。
- ・ また、県産業技術センターとの連携を強化し、県が誘致した大企業（インベスト企業）と県内中小企業を結びつける商談会開催を目指していく。
- ・ 商談会の対象業種をサービス業、物販、食品等に拡大し、幅広い商談会開催を目指していく。

-
- 受・発注商談会を軸に展開していく
 - 様々なタイプの商談会を打ち出していく
 - 対象業種を拡大していく

商談会の先進県

ウ 事業内容

- ・ 「かながわ中小企業支援プラットフォーム」の構成機関等と連携し、既存商談会を改善し、中小企業の販路拡大につなげる。
- ・ さがみロボット産業特区及び京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区内等で、今後の成長が見込まれる生活支援ロボット関連や医療機器関連等の情報を提供するセミナー及び成長産業参入支援商談会を県産業技術センターと連携して開催する。
- ・ 海外に生産拠点を持つ中小企業の海外展開を支援するため、海外展開支援商談会をジェトロ等の関係機関と連携して開催する。
- ・ 県が誘致した大企業（インベスト企業）を対象に、新技術・新工法展示商談会等を県産業技術センターと連携して開催する。
- ・ 商談会対象業種を拡大するため、当面は企業情報の収集とネットワークの構成に向けて、関係機関と協議を行い、サービス業、物販、食品等の業種拡大を図っていく。



エ スケジュール

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
成長産業参入支援商談会・海外展開支援商談会・インベスト企業との商談会		実施	
商談会対象業種の拡大			
・ 情報の収集・ネットワークの構成	実施		
・ サービス業、物販、食品等のあっせんの実施、小規模商談会の開催		実施	
・ 商談会の実施			実施

オ 予算方針

- ・ KIP は、県及び県内大企業との連携を強化し、「かながわ中小企業支援プラットフォーム」構成機関と共同で商談会の機能を充実させる。このため、必要に応じて、予算を確保するとともに、受益者負担の原則を踏まえた事業展開を目指す。

カ 成果目標

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
商談成約発注企業数	65 社	65 社	65 社
成約件数	130 件	130 件	130 件

(2) 広報「中小企業サポートかながわ」の充実強化

ア 背景・必要性

- ・ 中小企業の経営支援にあたっては、国・県・市町村の施策をはじめ、「かながわ中小企業支援プラットフォーム」の構成機関や、中小企業経営者団体による取組など多様な施策（事業）が展開されている。
- ・ 支援機関等としては、施策（事業）を知ってもらい、活用してもらうことが必須であり、そのための広報ツールを充実強化する必要がある。
- ・ KIP では、「中小企業サポートかながわ」を発行し、支援機関としての取組、企業インタビューなどによる経営支援情報の提供、県の施策などを紹介している。
- ・ 今後、「中小企業サポートかながわ」のさらなる充実強化を図り、より多くの県内中小企業者等に、手にとってもらい、また、読んでもらう情報誌としていく必要がある。

イ 取組の方向

- ・ 「中小企業サポートかながわ」（印刷物）について

コンセプト

《「中小企業サポートかながわ」をより多くの方の元に届ける、手にとってもらう》

《「中小企業サポートかながわ」の内容を充実させ、しっかりと読んでもらう》

「中小企業サポートかながわ」を KIP 広報媒体の基本とし、中小企業経営に役立つ情報を同情報誌に集約し、発信していくこととする。また、地域支援機関と連携し、新たな読者を開拓することで、KIP（県内の地域支援機関含む）を知ってもらい、事業の活用を促進する。

- ・ 「中小企業サポートかながわ」（Web 版）について

紙媒体では伝えられない情報（部分）を発信していくこととする。配信にあたっては、メルマガ登録者に対して、配信希望を確認し、配信をスタートする。

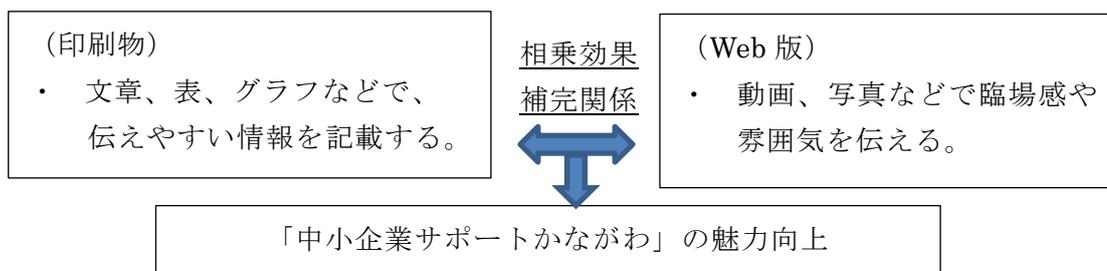
ウ 事業内容

- ・ 「中小企業サポートかながわ」（印刷物）について
 - 「地域の支援特集」などの誌面を設ける。
 - 部数を増刷し、特集した地域の企業に配布する。
- ・ 「中小企業サポートかながわ」（Web 版）について
 - 「中小企業サポートかながわ」（Web 版）を発信する。
 - 「印刷物」と「Web 版」は、掲載記事について、伝えたい情報を補完し合う関係になることを目指し、これにより、「中小企業サポートかながわ」の魅力向上を図り、KIP 広報の充実強化を目指すものである。

エ スケジュール

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
印刷物	実施：地域連携→部数増刷→新たな読者獲得 →		
Web 版	実施：Web 配信 →		
	Web コンテンツ蓄積	専用サイト立上げ（試行）	専用サイト運用（本格）

オ 「中小企業サポートかながわ」の（印刷物）と（Web 版）について



カ 予算方針

- ・ KIP は、中小企業のための「中小企業サポートかながわ」をさらに経営者に身近なものとするため、「かながわ中小企業支援プラットフォーム」構成機関等と連携し、計画期間中に必要な予算を確保し、充実強化を図る。
- ・ また、Web 版については、取組の中で、必要に応じて Web 環境整備を行っていく。

キ 成果目標

	平成 26 年 2 月現在	目標：平成 28 年 3 月末
定期配布先数	2,884 部	3,500 部

(3) テクニカルショウヨコハマの充実強化

ア 背景・必要性

- ・ 神奈川県・横浜市・(社)横浜市工業会連合会とともに主催しているテクニカルショウヨコハマにおいては、ここ数年、県内外の支援機関及び企業の連携・協働により出展する企業(共同出展)が増えている。特に県外企業が増加傾向にある。
- ・ 県外の出展者増により、テクニカルショウヨコハマが全国区の展示会になりうる可能性を秘めており、新たな出展者、来場者の獲得が期待できる。
- ・ これらの要素を県内中小企業の新たなビジネスチャンス、販路拡大につなげるためにも、総合見本市の特色を活かし、より一層の充実強化を図る必要がある。

【テクニカルショウヨコハマ開催規模の推移】

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
出展者	383 社	413 社	498 社	556 社
(県外)	(110 社)	(112 社)	(168 社)	(219 社)
小間数	376 小間	392 小間	433 小間	433 小間
来場者数	30,176 人	30,912 人	29,118 人	29,710 人

イ 取組の方向

- ・ 県内企業のビジネスチャンス、販路拡大を目指すために、展示内容の工夫、充実強化を図るとともに、出展者・来場者の確保に努める。
- ・ 出展者の増加に伴う会場の規模拡大など将来的な方向性について、主催者間で検討する。

ウ 事業内容

- ・ 県内出展者の確保のため、「かながわ中小企業支援プラットフォーム」等を活用し、県内の中小企業支援機関への周知を強化する。
- ・ 県外出展者の確保のため、県外中小企業支援機関等への周知を強化する。
- ・ ロボット、医療など今後成長が見込まれる産業分野を設置し、総合見本市の展示内容の充実強化を図る。
- ・ 大企業(インベスト企業)等への出展勧誘により集客力のある大企業の出展の強化を図る。
- ・ 出展者増による開催小間数の増加を図る。

エ スケジュール

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
出展者、来場者の確保	実施：県内外の支援機関、自治体への周知 →新たな出展者、来場者の確保		
展示内容の充実強化 ・ 成長産業分野の設置 ・ 大企業の出展強化	検討		実施
		実施	
開催小間数の増加		430 小間→540 小間	

オ 予算方針

- ・ **KIP** は、テクニカルショウヨコハマの他の主催者（県、横浜市、（社）横浜市工業会連合会）と連携して、県内最大規模の工業見本市をさらに充実強化するために、計画期間中、必要な予算を確保し、企画立案に向けた取組を展開する。

カ 成果目標

- ・ 出展者、来場者の満足度の向上を図り、魅力ある見本市を開催する。

5 中小企業支援の充実強化のための財源確保に向けた基盤整備

ア 背景・必要性

- ・ KIP は、中小企業センタービル（平成 6 年 11 月竣工・築 20 年）運営の収益及び県補助金等をもって、中小企業支援事業を展開している。
- ・ 今後も、KIP は、国・県と調整し、さらには、地域の支援機関と連携して中小企業支援を行うとともに、自主財源を活用し、職員自らの提案による新たな事業展開を目指す。
- ・ このため、竣工 20 年となる中小企業センタービルについて、建物修繕・長寿命化による建物・設備の適切な維持、稼働率とサービス向上のための付加価値向上に計画的に取り組み、中小企業支援の充実のための財源の持続的な確保に向けた基盤整備を推進する。

イ 取組の方向・事業内容

(ア) 中小企業センタービル関係

- ・ 建物修繕・長寿命化
中小企業センタービルの収益性を高めるとともに、建物修繕及び長寿命化に向けた施策を策定する。
 - ・ 付加価値の向上
会議室・貸事務室の利便性向上のため、付加価値の向上に取り組むとともに、中小企業者や起業家等の出会い、交流、情報収集、新たなビジネスの創造の場となる交流ゾーンを整備するなど、支援機能の向上に取り組む。
 - ・ 長期修繕指針の策定
また、修繕に必要な資金を平準化するため、修繕が必要な箇所を精査し、改修時期及び経費を各年度に配賦する。
このため、早期に建物及び設備診断を実施し、修繕及び資金計画に係わる基本的な方針（長期修繕指針）を定め、中小企業センタービルの長寿命化及び高付加価値化を図る。
【長期修繕指針】
 - 長期修繕指針策定に当たって
 - 長期修繕指針の位置づけ
 - 長期修繕指針（案）
 - 修繕指針の基本的な考え方
 - 指針の対象とする修繕工事
 - 長期修繕計画の検討手順
 - 長期修繕計画 主要改修項目一覧表
 - 具体的な修繕の実施に当たって
- #### (イ) 自主財源事業
- ・ 職員の提案による自主事業を展開するために、長期修繕に必要な毎年度の資金を加味しながら、自主事業の財源を確保する。

ウ スケジュール

- ・ 平成 26 年度

建物及び設備診断を早期に実施し、診断を基に、修繕に向けた基本的な方向性及び資金計画を策定する。早期対応が必要なものは順次資金計画を策定しながら修繕を行い長寿命化を維持し、重点的取組に記載した事業などを中心に自主事業の展開を図る。

また、公益財団法人に関係する法令を踏まえ、業務の効率化に向けて、執務環境などについて、様々な視点から見直し、事業実施に当たっての効率化を目指す。

- ・ 平成 27 年度

修繕指針に基づき、計画的な修繕に努めるとともに、効率的な自主事業を実施する。

エ 予算方針

- ・ 建物及び設備診断を実施し、長期修繕指針を策定してセンタービルの長寿命化を図る。
- ・ また、会議室・貸事務室の付加価値の向上に取り組み、入居者を確保し、自主事業を展開するための財源を持続的に確保できるように基盤整備を推進する。

オ 成果目標

- ・ より安全で魅力のある建物を改修する。

6 地域連携

KIP では、中期経営計画の期間内に、前述の「かながわ中小企業支援プラットフォーム」を中心とした地域連携により、主に以下の支援事業を展開していく。

	事業名
1	[創業支援] 総合診断事業
2	[事業承継] 事業承継・企業再生セミナー
3	[商談会] 受・発注商談会等
4	[広報] 中小企業サポートかながわ
5	[見本市] テクニカルショウヨコハマ
よろず支援拠点の設置（*）	

* 「かながわ中小企業支援プラットフォーム」構成機関等との連携強化等業務を展開。

V 計画の進行管理

1 基本的な考え方及び取組

本計画に掲げた重点的な取組等に係る事業の進行状況や目標の達成状況については、計画期間中（平成 26 年度～平成 28 年度）に、半期ごとに分析・評価を行う。

評価結果は、翌年度の事業計画に反映させるとともに、社会状況及び国・県の動向等も踏まえ、事業の実施方法及び翌年度事業の内容改善を図り、さらに、次期中期経営計画の策定にも活かしていく。

2 進行管理の方法

(1) 半期ごとの事業実施状況の把握・評価

年度の半期ごとに事業実施状況を把握し、それぞれの事業に係る目標達成状況を評価し、理事会に報告するとともに、理事会の意見を踏まえ、年度内の目標達成に向けた取組を進める。

(2) 事業実施結果の評価

本計画が掲げた事業内容の進捗状況や目標の達成状況の把握、評価を行い、その結果を理事会に報告することにより、次年度の事業計画及び収支予算に反映する。